

【1984年1月25日】国民年金法等の一部改正について（諮問書、要綱）

社会保障制度審議会（総会第384回）

昭和59年1月25日  
厚生大臣 渡部 恒三

社会保障制度審議会  
会長 大河内 一男 殿

### 諮問書

国民年金法等の一部を別添要綱のとおり改正することについて、社会保障制度審議会設置法（昭和23年法律第266号）第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

### 国民年金法等の一部を改正する法律案要綱

#### 第1 改正の目的

- 1 国民年金の適用を拡大し基礎年金を支給する制度とするとともに、これに伴う関連規定の整備を行い、また、年金制度の長期的安定を確保するための給付の適正化等を行い、あわせて船員保険の職務外年金部門の厚生年金保険への統合を行うこと。
- 2 障害者の所得保障の一環として、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅重度障害者に重度障害者手当（仮称）を支給すること。
- 3 昨今の社会経済情勢にかんがみ、昭和59年度において年金額等の改定を行うこと。

#### 第2 国民年金法の改正の要点

##### 1 被保険者の資格に関する事項

（1）被保険者は、次のとおりとすること。

ア 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）であって第2号被保険者又は第3号被保険者でないもの（以下「第1号被保険者」という。）

（ア）大学、高等学校等に在学する者

(イ) 被用者年金等の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付を受けることができる者

(ウ) 共済組合の組合員

イ 厚生年金保険の被保険者(以下「第2号被保険者」という。)

ウ 第2号被保険者の被扶養配偶者(健康保険法による被扶養者たる配偶者に相当するものをいう。)であって20歳以上60歳未満のもの(以下「第3号被保険者」という。)

(2) 次のいずれかに該当する者は、第1号被保険者として任意加入することができること。

ア 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって(1)のアの(ア)又は(イ)に該当するもの

イ 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者であって第2号被保険者以外のもの

ウ 日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満の日本国民

## 2 基礎年金給付に関する事項

### (1) 総 則

ア 基礎年金は、老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の3種類とすること。

イ 複数の基礎年金受給権を有する者に対しては、その選択する1年金を支給すること。

ウ 年金額の自動改定は、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数が前年の物価指数に比べて100分の105を超え、又は100分の95を下回った場合に、翌年の4月から実施すること。

エ 年金の支払期月は、毎年2月、5月、8月及び11月とし、それぞれその前月分までを支払うこと。

### (2) 老齢基礎年金

ア 老齢基礎年金は、65歳に達したときに支給すること。ただし、65歳に達した日の属する月前の次の各号に掲げる期間を合算して25年に満たないときは支給しないこと。この場合、厚生年金保険の被保険者期間を有する者であって施行日において30歳以上のもの(昭和31年4月1日までに生まれた者)について所要の経過措置を講ずること。

(ア) 保険料納付済期間(厚生年金保険の被保険者期間のうち昭和36年4月1日から施行日の前日までの期間を含む。)

(イ) 保険料免除期間

(ウ) 1の(2)のア又はウに該当する者が任意加入しなかった期間(ウについては60歳に達する日の属する月前の期間)(改正前の国民年金法の適用除外期間

を含む。)

- イ 老齢基礎年金の額は、600,000 円（月額 50,000 円。昭和 59 年度価格。）とすること。ただし、保険料納付済期間（保険料免除期間については 3 分の 1）が 480 月（40 年）に満たない者については、480 月（40 年）に不足する月数の比率により年金額を減額すること。この場合において 480 月（40 年）とあるのは、施行日において 59 歳である者（大正 15 年 4 月 2 日から昭和 2 年 4 月 1 日までに生まれた者）については 300 月（25 年）とし、45 歳未満である者（昭和 16 年 4 月 2 日以後に生まれた者）については 480 月（40 年）となるよう、施行日における年齢に応じて定めること。
- ウ 支給の繰下げは、66 歳以後になってはじめて年金を受給することを希望する者に対し、その希望する時点以後、所定の増額をした年金を支給するものとする。
- エ 支給の繰上げは、当分の間存続するものとするが、現に被保険者である間は支給を請求できず、また、その支給を受けている者が被保険者となったときは、その支給を停止すること。
- オ 65 歳に達したときに改正後の厚生年金保険法による配偶者加給年金額の算定対象となっていた者が、老齢基礎年金の受給権を取得したときは、施行日における年齢に応じて、政令で定める額を加算すること。
- カ 施行日において 60 歳以上の者（大正 15 年 4 月 1 日までに生まれた者）については、従前の例によるものとする。

### （3）障害基礎年金

- ア 障害基礎年金は、障害認定日において政令で定める障害等級表に定める程度の障害の状態にあるときに支給すること。ただし、初診日の属する月前の被保険者期間のうち、保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が 3 分の 2 未満であるときは支給しないこと。
- イ 初診日において 20 歳未満であった者についても、障害基礎年金を支給すること。ただし、障害認定日が 20 歳に達した目前であった場合においても、障害基礎年金の支給は 20 歳に達したときからとすること。

この場合、受給権者に政令で定める額を超える所得があるときは、その支給を停止すること。
- ウ 施行日の前日において障害福祉年金の受給権を有していた者についても、イと同様とすること。
- エ 障害基礎年金の額は、2 級障害については 600,000 円（月額 50,000 円。昭和 59 年度価格。）、1 級障害については 2 級障害の年金額の 100 分の 125 に相当する額とすること。
- オ 障害基礎年金の受給権者が、その権利を取得した当時その者によって生計を維持していたその者の 18 歳未満の子又は 20 歳未満で障害等級表に定める程度の障害の

状態にある子があるときは、その子が1人のときは180,000円(月額15,000円。昭和59年度価格。以下同じ。)を、2人のときは360,000円(月額30,000円)を、3人以上のときは360,000円(月額30,000円)に1人増すごとに60,000円(月額5,000円)を加えた額を加算すること。

#### (4) 遺族基礎年金

ア 遺族基礎年金は、被保険者等が死亡したときに、その者の遺族に支給すること。

ただし、死亡日の属する月前の被保険者期間のうち、保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2未満であるときは支給しないこと。

イ アの遺族は、死亡した者によって生計を維持していた次の者とする。

(ア) 死亡した者の妻であって(イ)に該当する子と生計を同一にしているもの

(イ) 死亡した者の子であって18歳未満であるもの又は20歳未満で障害等級表に定める程度の障害の状態にあるもの

ウ 妻に支給する遺族基礎年金の額は、600,000円(月額50,000円。昭和59年度価格。以下同じ。)とし、イの(イ)に該当する子が1人のときは180,000円(月額15,000円)を、2人のときは360,000円(月額30,000円)を、3人以上のときは360,000円(月額30,000円)に1人増すごとに60,000円(月額5,000円)を加えた額を加算すること。

エ 子に支給する遺族基礎年金の額は、600,000円(月額50,000円。昭和59年度価格。以下同じ。)とし、子が2人のときは180,000円(月額15,000円)を、3人以上のときは180,000円(月額15,000円)に1人増すごとに60,000円(月額5,000円)を加えた額を加算して得た額を子の数で除して得た額とすること。ただし、妻が受給している間は、その支給を停止すること。

オ 母子年金、準母子年金及び遺児年金は、廃止すること。

### 3 その他の給付に関する事項

(1) 寡婦年金、死亡一時金及び付加年金は、第1号被保険者に関する給付とすること。

(2) 死亡一時金の額を第1号被保険者に係る保険料納付済期間に応じ、100,000円から200,000円とすること。

(3) 老齢福祉年金は、従前の例によることとし、障害福祉年金並びに母子福祉年金及び準母子福祉年金は、廃止すること。

### 4 費用負担に関する事項

#### (1) 総則

基礎年金の給付に要する費用は、第1号被保険者に係る保険料の一部及び国庫負担並びに第2号被保険者及び第3号被保険者に係る拠出金によって賄うものとする。この場合の基礎年金の給付に要する費用は、施行日において既に受給権の発生している昭

和 36 年 4 月 1 日以後の期間に係る厚生年金保険の給付に要する費用のうち、基礎年金に相当するものとして政令で定める額を含むものとする。

## (2) 保険料

ア 第 1 号被保険者から徴収する保険料額は、月額 6,800 円（昭和 59 年度価格）とし、毎年度、段階的に引き上げるものとする。

イ 保険料の免除を受けた着が追納する額は、政令で定める額とする。

## (3) 国庫負担

基礎年金給付に係る国庫負担は、次のとおりとする。

ア 政令で定めるところにより当該年度の基礎年金の給付に要する費用からイ、ウ及びエに掲げる額を控除した額（以下「拠出金算定対象額」という。）に被保険者の総数に対する第 1 号被保険者の数の比率を乗じて算出した額の 3 分の 1（この場合の被保険者は、第 1 号被保険者については保険料納付書とし、第 2 号被保険者については 20 歳以上 60 歳未満の者とする。（4）において同じ。）

イ 保険料免除期間に係る給付に要する費用に相当する額

ウ 現行障害福祉年金の給付に要する費用に相当する額

エ 経過的な老齢年金についての優遇加算分に相当する額の 4 分の 1

## (4) 拠出金

拠出金は、厚生年金保険の保険者が第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者について負担するものとし、その額は、政令で定めるところにより拠出金算定対象額に被保険者の総数に対する第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者の数の比率を乗じて算出すること。

## 5 その他

(1) 国民年金事業の運営の大綱については、政令で定める審議会（年金審議会（仮称））に諮問するものとする。

(2) 通算年金通則法を廃止するとともに、これに伴う所要の経過措置を講ずること。

(3) 上記のほか、経過措置等所要の改正を行うこと。

## 第 3 厚生年金保険法の改正の要点

### 1 被保険者の資格等に関する事項

(1) 被保険者は、連用事業所に使用される 65 歳未満の者とする。ただし、老齢基礎年金（改正後の国民年金法の老齢基礎年金をいう。以下同じ。）の受給要件を満たしていない者は、当分の間、65 歳以後においても被保険者になることができること。

(2) 第 4 種被保険者制度を廃止すること。ただし、施行日の前日において第 4 種被保険者であったもの及び施行日において 45 歳以上の被保険者（昭和 16 年 4 月 1 日までに生まれた者）については、従前の例によるものとする。

- (3) 第3種被保険者に関する期間計算の特例を廃止すること。ただし、施行日前の期間については、従前の例によるものとする。
- (4) 標準報酬を68,000円から470,000円の31等級とすること。
- (5) 船員保険の職務外年金部門の統合に伴い、船員を第3種被保険者とし、船舶を適用事業所とする等所要の規定を整備すること。

## 2 給付に関する事項

### (1) 老齢厚生年金

- ア 老齢年金を老齢厚生年金と改称すること。
- イ 老齢厚生年金は、被保険者であった者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき（老齢基礎年金の繰上げ支給を受ける場合は、65歳に達したとき）に支給すること。ただし、老齢基礎年金の繰下げ支給を受ける場合は、その支給が開始されたときから支給すること。
- ウ 老齢厚生年金の額は、被保険者であった全期間の平均標準報酬月額 $\times$ 1,000分の7.5に被保険者期間の月数を乗じて得た額に加給年金額を加算した額とすること。この場合において、1,000分の7.5とあるのは、施行日において59歳の者（大正15年4月2日から昭和2年4月1日までに生まれた者）については1,000分の10とし、40歳未満の者（昭和21年4月2日以後に生まれた者）については1,000分の7.5となるよう、施行日における年齢に応じて定めること。
- エ 施行日において40歳以上の者（昭和21年4月1日までに生まれた者）については、
  - （ア）に掲げる額から（イ）に掲げる額を控除して得た額を加算すること。
  - （ア）1,250円（昭和59年度価格）に施行日における年齢に応じて政令で定める率を乗じて得た額に被保険者期間の月数（420月（35年））を限度とする。）を乗じて得た額
  - （イ）その者に支給される老齢基礎年金のうち厚生年金保険の被保険者期間に係る額
- オ 配偶者に係る加給年金額は、当該配偶者が65歳に達するまでの間、支給すること。その加給年金額は、180,000円（月額15,000円。昭和59年度価格。）とすること。
- カ 子に係る加給年金額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していたその者の18歳未満の子又は20歳未満で国民年金法の障害等級表に定める程度の障害の状態にある子について計算すること。その加給年金額は、子が1人のときは180,000円（月額15,000円。昭和59年度価格。以下同じ。）、2人のときは360,000円（月額30,000円）、3人以上のときは360,000円（月額30,000円）に1人増すごとに60,000円（月額5,000円）を加えた額とすること。
- キ 施行日において60歳以上の者（大正15年4月1日までに生まれた者）については、従前の例によるものとする。

### (2) 老齢厚生年金の特別支給

ア 老齡基礎年金の受給要件を満たしている者が、60歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に60歳に達したときは、当分の間、65歳に達するまでの間、老齡厚生年金を支給すること。

イ アにおいて、60歳とあるのは、施行日において54歳以上の女子（昭和7年4月1日までに生まれた者）については55歳とし、46歳未満の女子（昭和15年4月2日以後に生まれた者）については60歳となるよう、施行日における年齢に応じて定めること（厚生年金保険の被保険者期間のみでアの老齡基礎年金の受給要件を満たしている場合に限る。）とし、第3種被保険者であった期間が15年以上である者については、当分の間、55歳とすること。

ウ 特別支給に係る老齡厚生年金の額は、（1）の老齡厚生年金の例によること。ただし、（1）のイについては（ア）の額とし、施行日において40歳未満の者（昭和21年4月2日以後に生まれた者）についても適用すること。

エ 老齡基礎年金の受給要件を満たしている60歳以上の被保険者の標準報酬等級が政令で定める等級以下となったとき等においても、65歳に達するまでの間、老齡厚生年金を支給すること。

オ エの老齡厚生年金の額は、ウの額に政令で定める標準報酬等級の区分に応じ、100分の80、100分の50又は100分20を乗じて得た額とすること。

カ 特別支給に係る老齡厚生年金は、受給権者が老齡基礎年金の繰上げ支給を受けている間、その支給を停止すること。

### （3）障害厚生年金及び障害手当金

ア 障害年金を障害厚生年金と改称すること。

イ 障害厚生年金は、被保険者であった間に初診日のある傷病に関し、障害基礎年金（改正後の国民年金法の障害基礎年金をいう。以下同じ。）の受給要件を満たしており、かつ、政令で定める障害等級表に定める程度の障害の状態に該当することとなったときに支給すること。

ウ 障害厚生年金の額は、イに該当することとなった日の属する月以前の被保険者であった全期間（障害認定日の属する月以前の期間に限る。）の平均標準報酬月額1,000分の7.5に被保険者期間の月数（300月（25年）に満たないときは、300月（25年）とする。）を乗じて得た額とし、障害基礎年金の1級障害に該当する場合には、その100分の125に相当する額とすること。

エ 配偶者に係る加給年金額は、当該配偶者が65歳に達するまでの間、支給すること。

オ 障害手当金は、被保険者であった間に初診日のある傷病に関し、障害基礎年金の受給要件を満たしているときに支給すること。ただし、支給すべき日において公的年金給付を受けることができるときは支給しないこと。

カ 障害手当金の額は、被保険者であった全期間の平均標準報酬月額1,000分の7.5に被保険者期間の月数（300月（25年）に満たないときは、300月（25年）とする。）

を乗じて得た額の 100 分の 200 に相当する額とすること。

(4) 遺族厚生年金

ア 遺族年金を遺族厚生年金と改称すること。

イ 遺族厚生年金は、次のいずれかに該当する者が死亡したときに支給すること。

(ア) 遺族基礎年金(改正後の国民年金法の遺族基礎年金をいう。以下同じ。)の受給要件を満たしている被保険者等

(イ) 老齢基礎年金の受給要件を満たしている者

ウ 遺族厚生年金の額は、イの(ア)による場合は、被保険者であった全期間の平均標準報酬月額  $\times$  1,000 分の 7.5 に被保険者期間の月数(300 月(25 年)に満たないときは、300 月(25 年)とする。)を乗じて得た額の 4 分の 3 に相当する額とし、イの(イ)による場合は、(1)のウの例による額の 4 分の 3 に相当する額とすること。

エ 遺族厚生年金の受給権者が中高齢の寡婦であるときは、ウの額に所定の額を加算すること。

オ 寡婦加算は、廃止すること。

(5) その他

ア 年金額の自動改定は、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数が前年の物価指数に比べて 100 分の 105 を超え、又は 100 分の 95 を下回った場合に、翌年の 4 月から実施すること。

イ 65 歳に達するまでの間に障害等級表に定める程度の障害の状態に該当するに至った者を、事後重症制度の対象とすること。

ウ 被保険者であった全期間の平均標準報酬月額を計算する場合には、各月の標準報酬月額に、政令で定める率を乗じること。

エ 通算老齢年金及び通算遺族年金は、廃止すること。

オ 脱退手当金は、廃止すること。ただし、施行日において 45 歳以上の者(昭和 16 年 4 月 1 日までに生まれた者)については、従前の例によるものとする。

3 費用負担に関する事項

(1) 保険料率は、第 1 種被保険者については 1,000 分の 124、第 2 種被保険者については 1,000 分の 113、第 3 種被保険者については 1,000 分の 136、第 4 種被保険者については 1,000 分の 124 とすること。

(2) 厚生年金基金に加入する被保険者の保険料率は、特例第 1 種被保険者については 1,000 分の 92、特例第 2 種被保険者については 1,000 分の 83、特例第 3 種被保険者については 1,000 分の 104 とすること。

(3)(1) 及び(2)において、第 2 種被保険者及び特例第 2 種被保険者の保険料率は、昭和 61 年以後、毎年 1,000 分の 2 ずつ引き上げること。

(4) 国庫負担は、次のとおりとすること。



- ア 基礎年金の給付に要する費用に充てるための拠出金の3分の1に相当する額
- イ 昭和36年4月1日前の被保険者期間に係る給付に要する費用の100分の20(第3種被保険者期間に係る給付に要する費用については100分の25)に相当する額等  
政令で定める額

#### 4 厚生年金基金に関する事項

- (1) 厚生年金基金について給付乗率の変更等に伴う所要の調整措置を講ずること。
- (2) 業務の受託機関の範囲を拡大すること。
- (3) 代議員の任期を、3年以内で規約で定める期間とすること。

#### 5 その他

- (1) 厚生年金保険事業の運営の大綱については、政令で定める審議会(年金審議会(仮称))に諮問するものとする。
- (2) 厚生年金保険及び船員保険交渉法を廃止すること。
- (3) 船員保険の職務外年金部門の統合に伴う財源移管の規定を整備すること。
- (4) 上記のほか、経過措置等所要の改正を行うこと。

### 第4 船員保険法の改正の要点

#### 1 保険事故に関する事項

船員保険は、疾病、失業及び職務上災害に関し保険給付を行うものとする。

#### 2 給付に関する事項

##### (1) 障害年金

- ア 船員保険においては、職務上の事由による障害年金を支給すること。
- イ 障害年金の額は、最終標準報酬月額に障害の程度に応じて定める一定の月数を乗じて得た金額とすること。
- ウ 同一の事由により障害年金と厚生年金保険法の障害厚生年金が支給される場合には、イの額に政令で定める率を乗じて得た金額の支給を停止すること。
- エ 加給金及び最低保障額は、廃止すること。
- オ 障害年金の受給権者である被保険者が被保険者資格を喪失した場合における障害年金の額の改定は行わないこと。
- カ 障害年金差額一時金は、障害年金の受給権者が死亡した場合において既に支給を受けた障害年金の総額が最終標準報酬月額にその基礎となった障害の程度に応じて定める一定の月数を乗じて得た金額に満たないときに、その差額をその遺族に支給すること。

## (2) 遺族年金

- ア 船員保険においては、職務上の事由による遺族年金を支給すること。
- イ 遺族年金の額は、最終標準報酬月額 of 5.5 月分に相当する額に加給金（現行の船員保険法別表第 3 ノ 2 下欄に掲げる金額をいう。）及び寡婦加算（現行の船員保険法第 50 条ノ 3 ノ 3 の規定による金額をいう。）を加算した金額とすること。
- ウ 同一の事由により遺族年金と厚生年金保険法の遺族厚生年金が支給される場合には、イの額に政令で定める率を乗じて得た金額の支給を停止すること。
- エ 加給金（現行の船員保険法別表第 3 ノ 2 中欄に掲げる金額をいう。）及び寡婦加算（現行の船員保険法第 50 条ノ 3 ノ 2 の規定による金額をいう。）並びに最低保障額は、廃止すること。
- オ 遺族一時金の額は、最終標準報酬月額 of 36 月分に相当する金額とすること。

## 3 その他

### (1) 職務外年金部門に関して、厚生年金保険法の改正に準じ、次の改正を行うこと。

- ア 標準報酬及び保険料率について所要の改正を行うこと。
- イ 65 歳に達するまでの間に障害等級表に定める程度の障害の状態に該当するに至った者を、事後重症制度の対象とすること。

### (2) 上記のほか、経過措置等所要の改正を行うこと。

## 第 5 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の改正の要点

### 1 重度障害者手当（仮称）の創設に関する事項

#### (1) 支給要件

重度障害者手当は、20 歳以上であって、精神又は身体の重度の障害により日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある者（身体障害者療護施設等に入所している者を除く。）に支給すること。

#### (2) 手当額

重度障害者手当の額は、月額 20,000 円とすること。

#### (3) 実施機関

重度障害者手当支給の実施機関は、重度障害者の住所地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事及び市町村長とすること。

#### (4) 支給期間及び支払期月

重度障害者手当の支給は、認定の申請を行った日の属する月の翌月から始め、支給事由の消滅した日の属する月で終わることとし、毎年 2 月、5 月、8 月及び 11 月の 4 期にそれぞれの前月までの分を支払うものとする。

#### (5) 支給の制限

本人及び扶養義務者等の所得が政令で定める額を超えるとき等は、重度障害者手当の支給を制限すること。

#### (6) 費用の負担

重度障害者手当の支給に要する費用は、国がその10分の8を、都道府県又は市町村がその10分の2を負担するものとする。

## 2 福祉手当に関する事項

- (1) 20歳未満の重度障害児については、従来どおり福祉手当を支給すること。
- (2) 20歳以上の従来の福祉手当受給資格者であって重度障害者手当又は障害基礎年金の支給を受けることができない者について、所要の経過措置を講ずること。

## 第6 昭和59年度における年金額等の改定措置

### 1 拠出年金に関する事項

#### (1) 物価スライドの特例措置

ア 昭和57年度及び昭和58年度の累積消費者物価上昇率が5パーセントを超えない場合であっても、年金額の特例的な改定措置を講ずること。

イ アの年金額の改定率は2パーセントとし、厚生年金保険及び船員保険については昭和59年4月分から、国民年金については昭和59年5月分から、それぞれ実施すること。

- (2) その他所要の改正を行うこと。

### 2 福祉年金に関する事項

#### (1) 老齢福祉年金

老齢福祉年金の額を301,200円(月額25,100円)から307,200円(月額25,600円)に引き上げること。

#### (2) 障害福祉年金

障害福祉年金の額を1級障害について452,400円(月額37,700円)から460,800円(月額38,400円)に、2級障害について301,200円(月額25,100円)から307,200円(月額25,600円)に、それぞれ引き上げること。

#### (3) 母子福祉年金及び準母子福祉年金

母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を392,400円(月額32,700円)から399,600円(月額33,300円)に引き上げること。

### 3 特別児童扶養手当に関する事項

特別児童扶養手当の額を障害児1人につき月額25,100円から25,600円に、重度障

害児 1 人につき月額 37,700 円から 38,400 円に、それぞれ引き上げること。

#### 4 福祉手当に関する事項

福祉手当の額を月額 10,550 円から 10,800 円に引き上げること。

#### 第 7 施行期日

施行期日は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行すること。

- 1 第 6 の 1 (物価スライドの特例措置に関する事項) 公布の日
- 2 第 6 の 2、3 及び 4 (福祉年金等の引上げに関する事項) 昭和 59 年 6 月 1 日
- 3 第 2 の 5 の (1)、第 3 の 2 の (5) のイ及び 5 の (1) 並びに第 4 の 3 の (1) のイ (厚生年金保険等の障害年金の事後重症制度の改善及び年金審議会に関する事項) 政令で定める日
- 4 第 3 の 1 の (4) 並びに 3 の (1) 及び (2) 並びに第 4 の 3 の (1) のア (厚生年金保険等の標準報酬及び保険料率に関する事項) 昭和 60 年 10 月 1 日
- 5 1 から 4 以外の事項 昭和 61 年 4 月 1 日